

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査
(海外経済協力業務)」の補足調査結果最終報告書

2008年9月10日
国際協力銀行

I. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）

- ・ ファンリー・ファンティエット灌漑事業（ベトナム、カテゴリ A）
- ・ 国道3号線道路ネットワーク整備事業(I)（ベトナム、カテゴリ A）
- ・ オリッサ州森林セクター開発事業（インド、カテゴリ B）
- ・ バンガロール高速輸送システム建設事業（インド、カテゴリ A）
- ・ スマラン総合水資源・洪水対策事業（インドネシア、カテゴリ A）
- ・ タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（インドネシア、カテゴリ A）
(案件情報については、別添をご参照)

II. 調査概要

1. 環境レビュー時のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及び本行の確認結果に関するもの

(1) EIA 報告書、住民移転計画書等の情報公開の時期・方法・内容

①EIA 報告書は、いずれの案件においても、実施機関又は関係官庁等にて公開されており、閲覧及びコピーが認められていることを確認した(但し、カテゴリ B 案件であるオリッサ州森林セクター開発事業では、EIA 報告書は作成されていない)。

- ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：EIA 報告書が実施機関（バンガロール交通公社）のウェブサイトで2005年8月より公開されている。

②住民移転計画書は、いずれの案件においても原則公開されていない。(但し、カテゴリ B 案件であるオリッサ州森林セクター開発事業では、住民移転計画書は作成されていない。)

- ・ タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業：求めに応じて住民移転計画書が公開される。
- ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：補償策及び生計回復策等が実施機関のウェブサイトにて公開されている。
- ・ ベトナム案件：ベトナムの用地取得・住民移転制度に従い、そのプロセ

スの中で用地取得、住民移転及び補償額等に係る情報が公開される。

(2) 被影響住民との協議の時期・方法・内容、また協議結果の事業計画や住民移転計画等への反映状況：

- ①いずれの案件においても、被影響住民を対象として、EIA 報告書に係る住民協議がドラフト作成段階では必ず実施されている。
- ②協議においては、ドラフト EIA 報告書の内容説明及び質疑応答が行われ、必要に応じて住民からの意見は EIA 報告書に反映されている。
 - ・ 国道 3 号線ネットワーク整備事業 (I) : EIA 報告書のドラフト段階に加えて、スコーピング段階においても住民協議が行われた。
- ③但し、一部の案件については、被影響住民が協議対象に含まれないケースや、調査時点では十分な説明を受けていないケースが見られた。
 - ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：一部のテナント利用者や不法住民によると、実施機関から補償内容に関する説明を受けていない。
 - ・ スマラン総合水資源・洪水対策事業：ダム建設工事地域に居住する日雇い農民が住民協議の対象に含まれていなかった。

2. 環境レビュー後のプロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びモニタリングに関するもの

(1) 事前に計画された環境、社会面に係る緩和策の実施状況：

- ①いずれの案件も本体工事は未着手であるため、現時点では具体的な緩和策は実施されていない。
- ②工事期間中の農業への影響等、被影響住民が懸念を有している事項については、作成済みの環境管理計画 (EMP) に基づき、実施機関、コンサルタント及び土木工事業者等が、必要な緩和策の実施状況をモニタリングしつつ、事業を実施していく予定であることを確認している。
 - ・ 国道 3 号線ネットワーク整備事業：新規に建設される道路が、既存道路や灌漑水路を遮らないよう、ボックスカルバート等を必要数設置して対応する予定である。
 - ・ オリッサ州森林セクター開発事業：EMP は作成されていないものの、実施機関のウェブサイトには事業のモニタリング方針等が掲載されている。

(2) 被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現在の改善・回復状況：

- ①多くの案件では、作成済みの住民移転計画に基づき、補償策、生計回復策等が検討されている段階であるが、バンガロール高速輸送システム建

設事業及びスマラン総合水資源・洪水対策事業については、すでに一部の地域で住民移転が開始されている。

- ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：合法的な土地所有者によると、補償単価は市場価格などの現状を反映した妥当な価格であるとのこと。一方で、不法住民からは補償額が不十分であるとの声も聞かれた。
- ・ スマラン総合水資源・洪水対策事業：すでに補償費を受領した住民によると、用地取得に対する補償額は十分な金額であったとのこと。また、生計回復支援として、(i)ダム湖における養殖漁業の推進及び職業訓練（稚魚の購入費は市政府による貸付を検討中）、(ii)ダム建設地での酪農、(iii)ダム建設予定地や西放水路における被影響住民に対する手工芸品や河川敷でのレンガ製造・観葉栽培等の職業訓練、及び(iv)本事業の工事への参画、の4プログラムが計画されている。

②住民移転報告書のドラフト作成時に行われた住民協議以降、事業遅延等に伴い事業実施及び用地取得・住民移転に係る情報提供が十分になされなかったため、定期的に情報提供を求める意見が被影響住民よりあった。

(3) 先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現在の配慮状況：

- ・ ファンリー・ファンティエット灌漑事業：用地取得対象地の一部に少数民族(Hoa 族、Tay 族等)の農地が含まれているが、通常のベトナム人に相当程度同化していることから、インタビューでは少数民族であることに起因する不満や不安は表明されなかった。用地取得は通常の手続きで進めるが、優遇措置として無利子貸付の利用が可能となっている。
- ・ オリッサ州森林セクター開発事業：森林管理共同体(VSS)自体に指定部族、カーストグループ等の社会的弱者が含まれており、実施機関やNGOの支援を受けつつ、各種の判断及び課題がVSSを通じ実施、解決されている。

(4) 住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加状況：

①一部の案件について、実施機関が住民を含むステークホルダーとの情報共有に基づき、環境社会影響に対する緩和策を講じていることが確認された。

- ・ ファンリー・ファンティエット灌漑事業：灌漑・排水施設の詳細設計において、実施機関が人民委員会及び住民と情報共有を行い、住民移転が発生しないルートが選択された。
- ・ 国道3号線ネットワーク整備事業(I)：実施機関が人民委員会及び住民

と情報共有を行い、住民移転数を少なくすると共に、寺院、学校及び病院等を避けるよう線形が設計された。

- (5) 環境社会配慮上の問題点に関する指摘があった場合のプロジェクト実施主体の対応状況(相手国政府の苦情処理機関及び本行の異議申立て制度の認知度の確認を含む) :

- ①いずれの案件についても、被影響住民及び NGO 等から苦情等を受け付ける異議申し立て機関が設置されていることを確認した。
- ・ ベトナム案件：通常の公共事業と同様の異議申し立て制度が用いられており、被影響住民からも良く認知されていた。
 - ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：異議申し立て制度につき一部の住民が認識しており、数人が補償手続きの遅延や補償内容の改善につき申し立てを行ったところ、満足な回答を得たとのこと。
 - ・ インドネシア案件：異議申し立て制度についての認識度は低い。
- ②本行の環境ガイドラインに基づく異議申し立て制度は、いずれの案件においても、被影響住民に認識されていなかった。

- (6) 相手国政府等によるモニタリング結果のステークホルダーへの公開の頻度、方法、内容、認知状況 :

- ①いずれの案件においても、現時点では本体工事は未着手であるが、EMPに基づいて環境社会面に係るモニタリングが実施され、求めに応じてその結果は公開される予定であることを確認。
- ・ バンガロール高速輸送システム建設事業：改訂 EMP、地下鉄建設対象地周辺の地下水脈調査結果、大気質および騒音・振動の現況調査結果等は BMRCL のウェブサイトで公開されている。

- (7) その他環境レビュー時の合意事項の実施状況

- ①特になし。

III. 今後改善を要する事項

- (1) 【検討すべき環境社会影響のスコープ】

スマラン総合水資源・洪水対策事業及びタンジュンプリオク港アクセス道路建設事業において、一部の被影響住民(特にプロジェクトの派生的・二次的な影響を受ける場合)が、住民協議などにおいて十分に説明を受けていない、もしくは対象から外れているケースが確認された。ガイドラインにも記載されている通り、プロジェクトの影響を検討する場合、合理的な範囲で派生的・二次的な影響も検討対象に含まれること

から、環境レビューの際、当該プロジェクトにおける被影響住民の対象範囲について十分に確認を行う必要がある。

(2) 【借入人等によるモニタリング結果の報告】

ベトナム案件及びスマラン総合水資源・洪水対策事業において、住民移転計画書ドラフト作成時の住民協議以降、事業実施遅延等に伴い、事業実施スケジュール及び用地取得・住民移転に係る説明が十分になされなかったため、被影響住民がタイムリーな情報提供を求めているとのケースが確認された。

用地取得・住民移転については、環境レビュー後に実際の手続きが行われることが多いため、住民移転計画に基づいた補償の実施、用地取得・住民移転等の進捗や検討状況等に関し、案件承諾後も定期的かつ十分な情報提供が実施機関により行われることで、問題の早期対応を可能とする必要がある。

(3) 【承諾後のモニタリング強化】

案件承諾後のモニタリングについては、環境社会配慮面も含め開発部及び駐在員事務所が中心となって行っているものの、調達及び実施促進に関連するモニタリングが中心となっており、上記(2)のような点については必ずしも十分なモニタリングがなされていない可能性もある。

審査時に合意された環境社会配慮及び緩和策や用地取得・住民移転に関するプロセスが継続的に実施されているか否かを確認するために、新JICAでは環境レビュー後のモニタリング体制を強化する必要がある。

以 上

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査
(海外経済協力業務)」の補足調査対象案件概要

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
ファンリー・ファンティエット灌漑事業（ベトナム、カテゴリ A）
2. 事業概要
ベトナム南部ビントゥアン省バクビン郡において、灌漑排水施設の整備、農村インフラの整備、農業普及サービスの強化等の農業開発を行うことにより、農業生産の拡大を図り、もって農民の所得向上を通じた貧困削減に寄与するもの。
2006年3月にL/A調印。承諾金額は4,874百万円。
3. 事業の進捗状況
E/S借款により詳細設計を実施済み。2008年5月よりコンサルタントが業務を開始。現在、コントラクターの入札手続及び用地取得の準備段階にある。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成20年6月7日～6月10日
 - (2) 調査実施者：環境ガイドライン担当審査役、環境審査室、開発第2部、ハノイ駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
 - ① 事業実施機関：農業農村開発省(MARD)、ビントゥアン省農業農村開発局(DARD)
 - ② 関係人民委員会：ビントゥアン省、バクビン郡、ソンビン村、ハイニン村
 - ③ 被影響住民：バクビン郡ソンビン村及びハイニン村に在住の被影響住民（約60世帯）

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）
国道3号線道路ネットワーク整備事業（I）（ベトナム、カテゴリ A）
2. 事業概要
ハノイ北部地域において、既存の国道3号線に並行して高規格道路を建設し、併せて周辺道路を整備することにより、国道3号線の機能の向上（増加する交通量への対応、地域の道路利用者の利便性向上と交通安全）を図り、もって同地域における経済及び社会開発の促進に寄与するもの。
2005年3月にL/A調印。承諾金額は12,469百万円。
3. 事業の進捗状況
2005年9月よりコンサルタントが業務開始。詳細設計を実施済み。現在、コントラクターの入札手続及び住民移転・用地取得の準備段階にある。
4. 現地調査
 - (1) 調査期間：平成20年6月11日～6月14日
 - (2) 調査実施者：環境審査室、開発第2部、ハノイ駐在員事務所
 - (3) 聞き取り対象者：
 - ① 事業実施機関：第18プロジェクト管理局(PMU18)
 - ② 関連人民委員会：ハノイ市、ソクソン郡、ヴェトロン村、スアンザン村、バクフー村及びチュンザー村
 - ③ 被影響住民：ソクソン郡ヴェトロン村、スアンザン村、バクフー村及びチュンザー村に在住の被影響住民（約70世帯）

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）

オリッサ州森林セクター開発事業（インド、カテゴリ B）

2. 事業概要

インド東部オリッサ州において、住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うことにより、森林の再生及び地域住民の所得向上を図り、もって地域の環境改善及び貧困削減に寄与するもの。

2006年3月にL/A調印。承諾金額は13,937百万円。

3. 事業の進捗状況

事業対象地域となる森林荒廃地域の把握・選定を実施中であり、現時点で第1バッチに向けた623のVSS¹を選定済み。本事業に係るVSSは2007年2月～10月にかけて形成され、オリッサ州森林局（OFED）により雇用されたNGOの支援の下で各VSSが計画書（マイクロ・プランニング）を策定しており、この計画に基づき、各VSSにて植林用の苗木育成作業やコミュニティ・ホールの建設等が実施されている。

4. 現地調査

(1) 調査期間：平成20年5月19日～5月23日

(2) 調査実施者：環境審査室、ニューデリー駐在員事務所

(3) 聞き取り対象者：

① 事業実施機関：オリッサ州森林局（Forest and Environment Department, Government of Orissa（OFED））

② 事業対象VSS：プルバニ市（Suduli VSS、Sidingi VSS、Kaladi VSS、Biraguda VSS、Majhipada Phiringia VSS）（330人）

③ 事業対象VSS：アングル市（Hanumanpur VSS、Dalak VSS、Badadandasahi VSS、Madan Mohan Patana、Rajnagar VSS）（475人）

④ 現地NGO：People's Awareness and Hilly Area Development（PAHAD）、Tagore Society for Rural Development（TSRD）、Health and Development Initiatives（HDI）

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）

バンガロール高速輸送システム建設事業（インド、カテゴリ A）

2. 事業概要

本事業は、インド南部カルナタカ州の州都バンガロール市において、総延長約33kmの大量高速輸送システムを建設することにより、増加する輸送需要への対応を図り、もって交通混雑の緩和と交通公害減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善に寄与するもの。2006年3月にL/A調印。承諾金額は44,704百万円。

3. 事業の進捗状況

JBIC セクションに関しては、2007年8月よりコンサルタントが業務開始。コントラクターは入札手続き中。用地取得・住民移転に関しては、土地所有者の一部へ補償費を支払い済みであり、他の箇所については現在用地取得・移転手続き中。

4. 現地調査

(1) 調査期間：平成20年5月23日～5月26日

(2) 調査実施者：環境審査室、開発第3部、ニューデリー駐在員事務所

(3) 聞き取り対象者：

① 事業実施機関：バンガロール交通公社（Bangalore Metro Rail Corporation Limited（BMRCL））

② 移転対象住民（12人）

③ バンガロール都市交通公社（BMTCL: Bangalore Metropolitan Transportation Corporation）運転手（7人）、オートリキシャ運転手及びリキシャ関係者（20人）

④ NGO：Bangalore Environment Trust（3人）

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）

スマラン総合水資源・洪水対策事業（インドネシア、カテゴリ A）

2. 事業概要

本事業は中部ジャワ州の州都スマラン市において、放水路・河川改修、排水整備、多目的ダム建設を行うことにより、同地域の洪水被害の軽減及び安定的な水供給を図り、もって投資環境の改善、地域経済発展に寄与するもの。

2006年3月にL/A調印。承諾金額は16,302百万円。

3. 事業の進捗状況

2007年12月よりコンサルタントが業務開始。現在コントラクターの入札手続準備中。用地取得・住民移転に関しては、ダム建設予定地に繋がるアクセス道路に向けた用地の補償費は支払済みであり、またガラン川改修に向けた川岸の簡易不法商店も一部代替移転先へ移転済みである。

4. 現地調査

(1) 調査期間：平成20年5月29日～5月31日

(2) 調査実施者：環境審査室、開発第1部、ジャカルタ駐在員事務所

(3) 聞き取り対象者：

① 事業実施機関：公共事業省水資源総局（Directorate General of Water Resources, Ministry of Public Works (DGWR)）

② スマラン市政府関係者

③ 被影響住民（用地取得対象住民、移転対象住民）（54人）

1. 調査対象案件名（国名、カテゴリ分類）

タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業（インドネシア、カテゴリ A）

2. 事業概要

本事業は、ジャカルタ外環道路の北東部分とジャカルタ湾岸道路を結ぶタンジュンプリオク港アクセス道路（計画全長12.1km）を建設するとともに、交通管制システムを導入することにより、ジャカルタ近郊からタンジュンプリオク港へのアクセス改善を通じて交通渋滞の緩和を図り、もってジャワ島の投資環境改善に資するもの。フェーズ1は2005年3月、フェーズ2は2006年3月にL/A調印。承諾額は合計52,926百万円。

3. 事業の進捗状況

2006年12月よりコンサルタントが業務開始。詳細設計を実施済み。現在、コントラクターの入札手続及び用地取得・住民移転の準備段階にある。

4. 現地調査

(1) 調査期間：平成20年6月2日～6月4日

(2) 調査実施者：環境審査室、ジャカルタ駐在員事務所

(3) 聞き取り対象者：

① 事業実施機関：公共事業省道路総局（Directorate General of Highways, Ministry of Public Works (DGH)）

② Koja村役場、Cilincing地区事務所

③ 被影響住民（用地取得対象公社・住民、移転対象住民）（21人）